

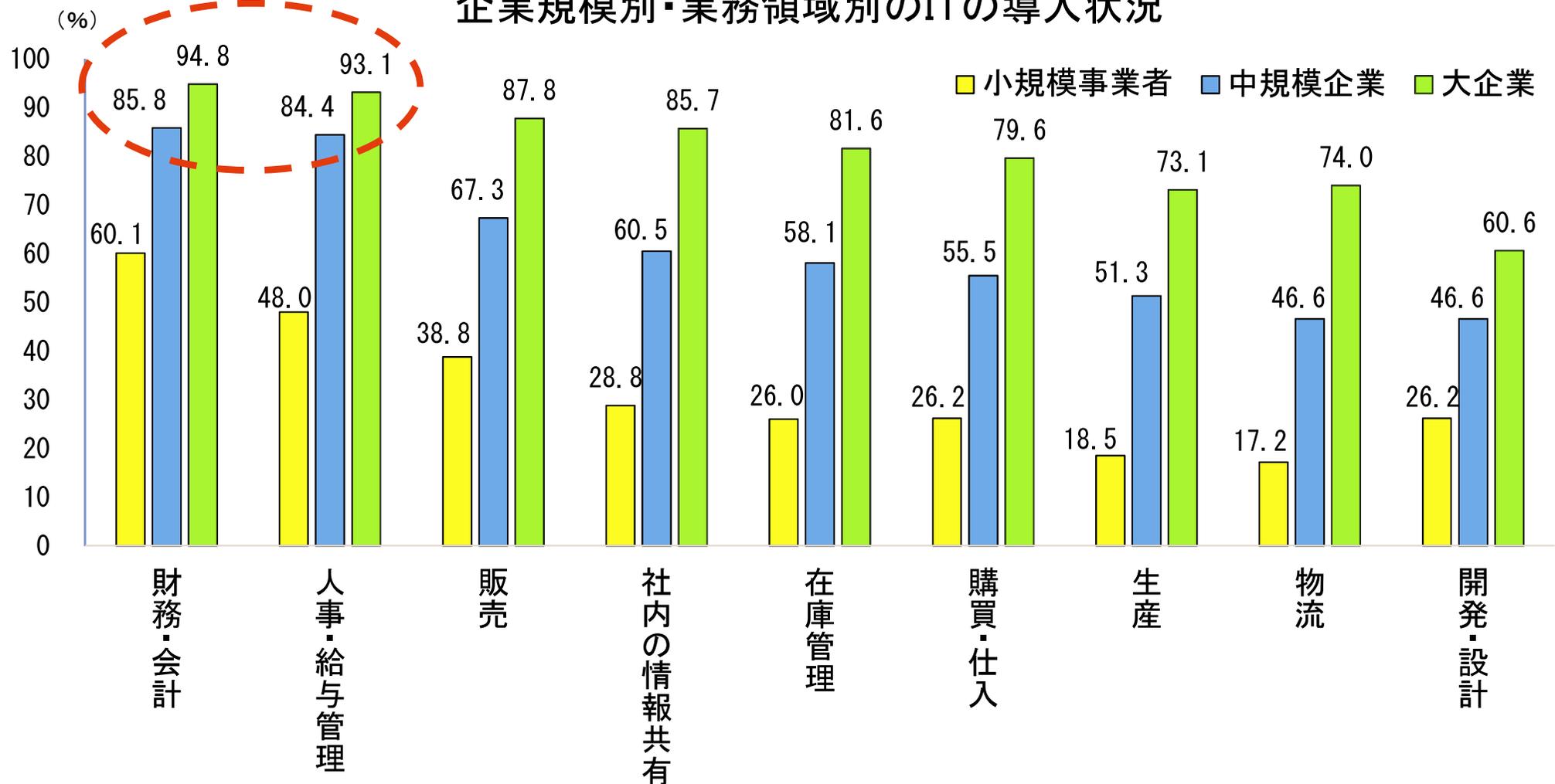
1. 納税者から行政への情報提出のデータ化促進
2. **納税者の保有情報のデータ化促進**
3. 行政機関間のデータ連携拡大
4. 行政による納税者のデータ取得・活用の支援

企業活動におけるICT化の状況(1)

平成29年9月26日
政府税制調査会
財務省資料

- ICT化は企業活動においても進んでいる。
- 「財務・会計」、「人事・給与管理」といった間接業務での導入率が高い。

企業規模別・業務領域別のITの導入状況



(出典) 中小企業庁「中小企業白書」(2013年)

(注) 小規模事業者: 従業員20人以下の企業(卸売業、サービス業、小売業は5人以下)

中規模企業: 小規模事業者を除く中小企業(従業員300人以下の企業(卸売業、サービス業は100人以下、小売業は50人以下))

大企業: 中小企業以外の企業

電子帳簿等とスキャナ保存

○「電子帳簿等保存制度」「スキャナ保存制度」は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けている。

・電子帳簿等保存制度

帳簿(仕訳帳等)及び国税関係書類(決算関係書類等)のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、税務署長の承認を受ければ、一定の要件の下で、電磁的記録等による保存等が可能(平成10年度税制改正で創設)。

・スキャナ保存制度

決算関係書類を除く国税関係書類(取引の相手方から受領した領収書・請求書等)については、税務署長の承認を受ければ、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該書類の保存に代えることが可能(平成17年度税制改正で創設)。

主な要件

○ 真実性の確保

- ・訂正・加除履歴の確保
- ・帳簿間での記録事項の相互関連性の確保

○ 可視性の確保

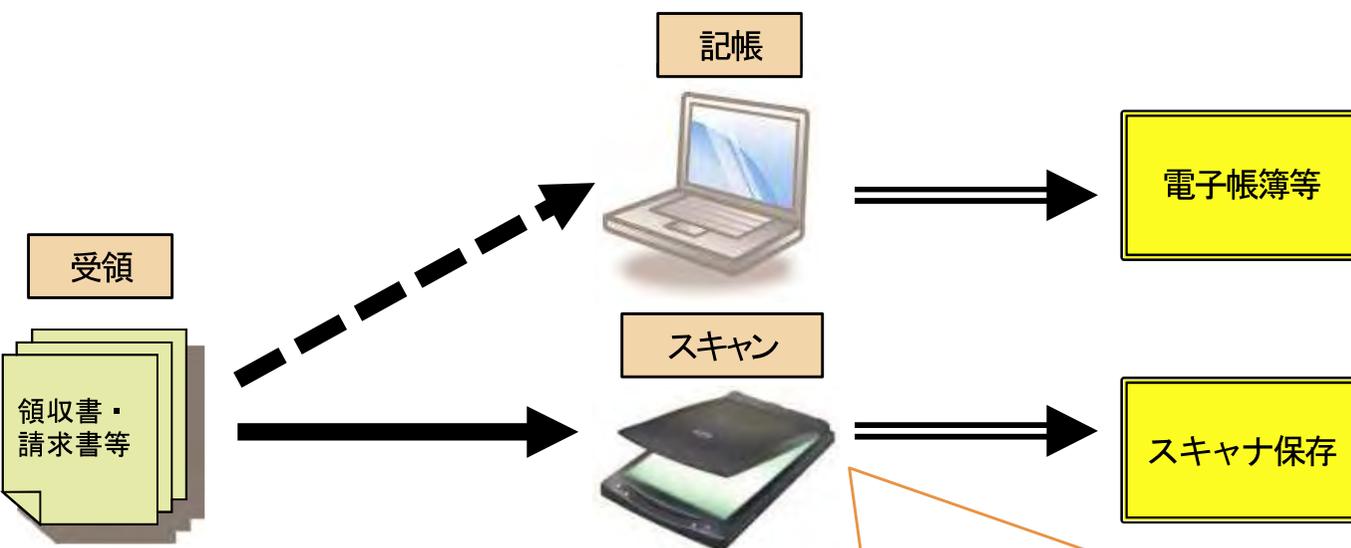
- ・見読可能装置の備付け
- ・システム関係書類の備付け
- ・検索機能の確保

○ 真実性の確保

- ・入力期間の制限
- ・一定水準以上の解像度及びカラー画像での読取り(一般書類は、グレースケール可)
- ・タイムスタンプ
- ・適正事務処理要件(重要書類の場合)

○ 可視性の確保

- ・帳簿との相互関連性の確保
- ・見読可能装置の備付け
- ・システム関係書類の備付け
- ・検索機能の確保

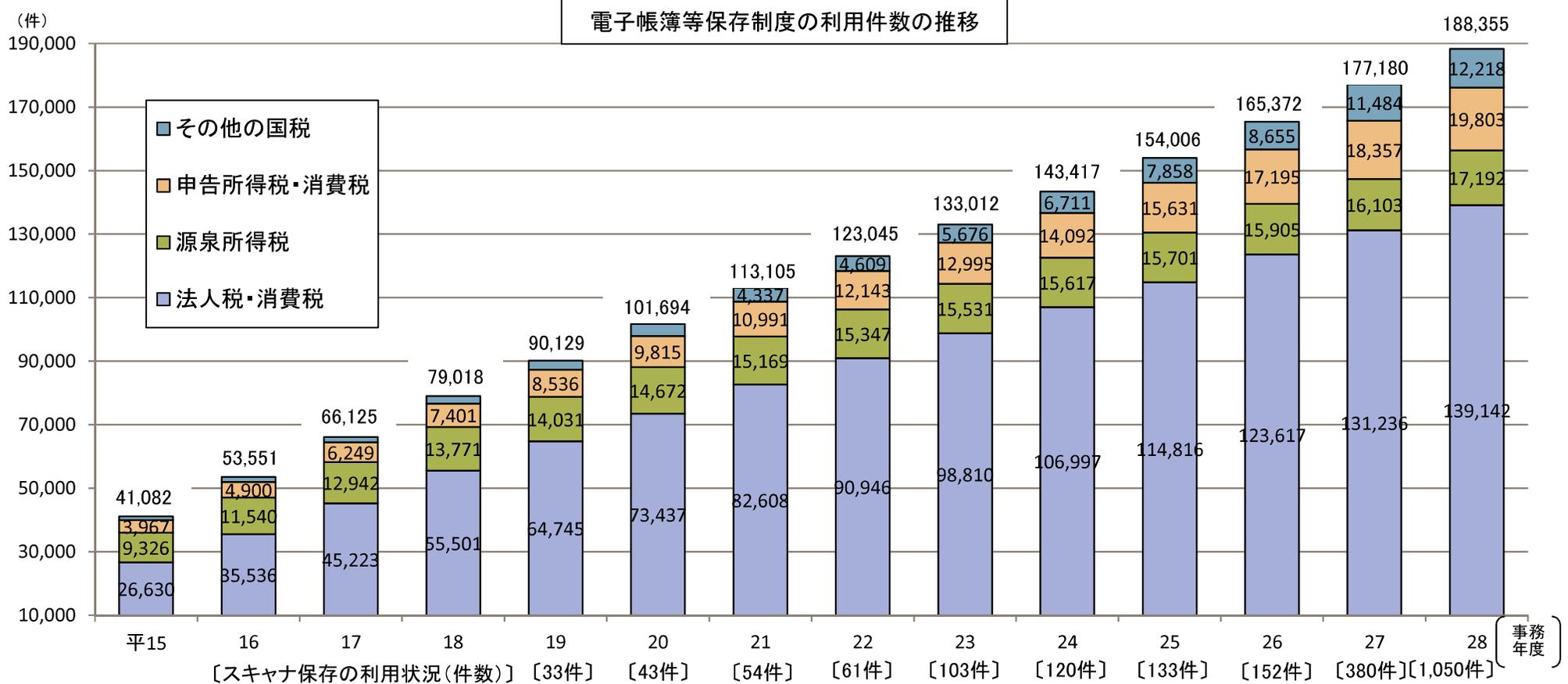


平成27年度改正：スキャナ保存制度の対象拡大・要件の見直し
(3万円以上の領収書等を対象に追加等)

平成28年度改正：スキャナ保存制度の要件緩和
(スマホ等による社外における読取りを認容等)

電子帳簿等保存制度の利用状況

- 電子帳簿等保存制度の利用件数は堅調に増加しているが、伸びしろは依然大きい。
- 電子帳簿等保存制度の創設から約20年が経過し、経済社会のICT環境が大きく変化する中、引き続き適正・公平な課税を確保しつつ、社会におけるデータ活用及び納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、制度の利用促進のための方策について検討を行うことが考えられるのではないか。



(備考) 国税庁報道発表資料及び統計年報による。
 (注1) 「その他の国税」は、間接諸税及び酒税である。

(注2) 事務年度は7月1日から翌年6月30日までである。
 (注3) 利用件数は、各事務年度末の累計承認件数である。

1. 納税者から行政への情報提出のデータ化促進
2. 納税者の保有情報のデータ化促進
3. **行政機関間のデータ連携拡大**
4. 行政による納税者のデータ取得・活用の支援

国税・地方税の情報連携

- 国・地方間では、従前から、納税者利便の向上や国・地方双方の税務行政の効率化等を図る観点から、税務に係るデータ連携を積極的に実施。
- これにより、国税・地方税間では、ワンストップ化・ワンズオンリー化等が進んでいる。例えば、国に提出された所得税確定申告書（書面及びe-Tax）の情報はすべて地方にデータで送信されている状況。

国
税
当
局

申告所得税関係	所得税確定申告書の所得金額等の情報（平成23年1月オンライン化）
源泉所得税関係	源泉徴収義務者の名称・所在地等の情報（平成29年6月提供開始（オンライン））
法人税関係	法人税確定申告書の所得金額等の情報（光ディスクにより提供）
法定調書関係	利子・配当等の支払調書等の情報（平成25年5月オンライン化）

所得税関係 所得控除や合計所得金額の変更に係る情報（扶養是正情報等）（平成25年6月オンライン化）
地方団体が受理した所得税確定申告書の情報を国税庁に引継（平成29年1月オンライン化）

（注）未対応の地方団体あり

地
方
税
当
局

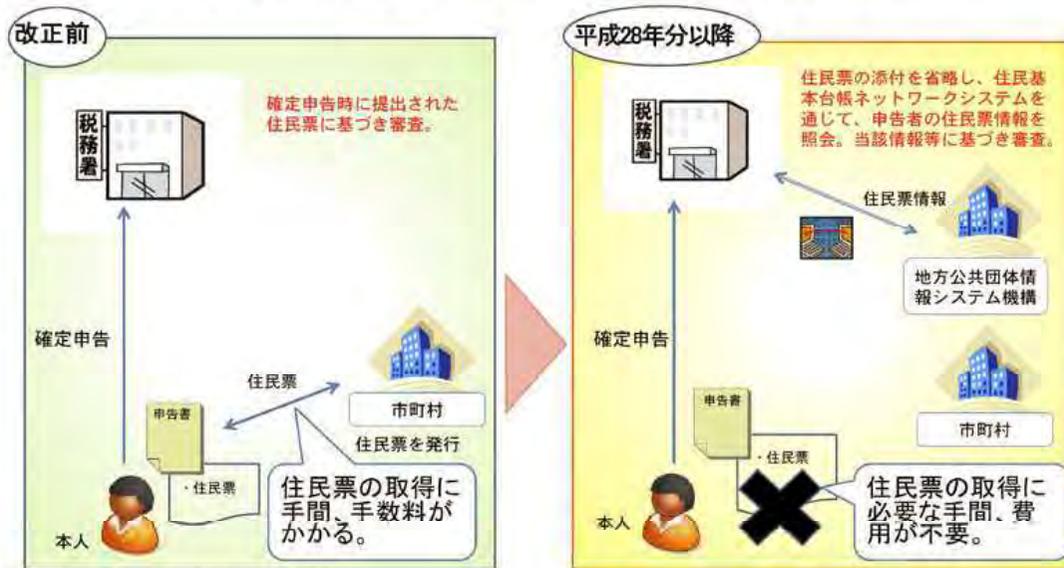
- また、近年、納税者利便の一層の向上のため、以下のように、従来の手続や運用の見直しも行いつつ、国税・地方税に共通するデータを一括提出できる仕組み等の検討・整備に取り組んでいる。
 - ・ 給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書の電子的提出の一元化（平成29年1月開始）
 - ・ 法人納税者の開廃業・異動時に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化（平成31年度実施に向けて総務省と検討中）
 - ・ 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除（平成31年度実施に向けて総務省と検討中）

行政機関間の情報連携（その他の取組）

- 国税手続における主要な添付書類（他の行政機関が発行するもの）は住民票、登記事項証明書、戸籍。
 - ① 住民票については、国・地方の情報連携により、住宅ローン控除申告（年間約60万件弱※）等における添付省略を実現。（平成28年分確定申告以降）
 - ② 登記事項証明書（商業）については、法務省との情報連携により、法人設立届出書（年間約10万件強※）等における添付省略を実現。（平成29年4月1日以降）
- （参考）登記事項証明書（不動産）については、政府方針（「デジタル・ガバメント推進方針」）において、法務省のシステム更改（平成32年度予定）にあわせ、行政機関間の情報連携を可能とするよう取り組むこととされている。
- ③ 戸籍については、法務省において新たな戸籍情報システムに係る検討が行われているところ（平成35年度末の運用開始予定）。その検討状況を踏まえ、情報連携の可能性について検討。
- 今後とも、関係機関と協力し、行政機関間の情報連携を通じて、税務手続に係るワンスオンリー化等を推進。

※添付省略化した直前3年間の件数の概数

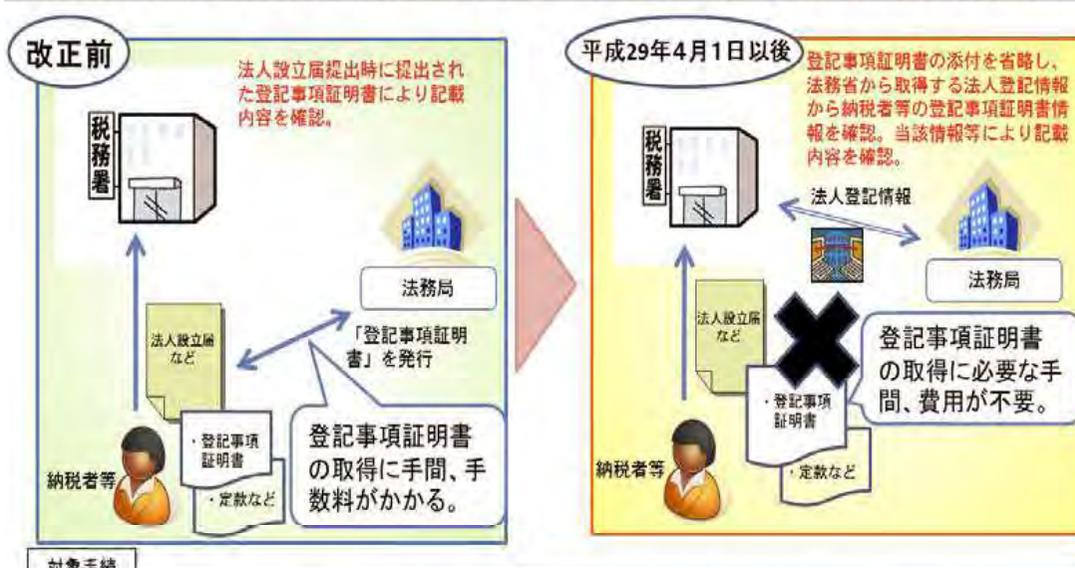
確定申告時の添付書類（住民票）の省略（27年度税制改正）



住民票添付省略の対象となる特例

- 【所得税】住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例など
- 【贈与税】贈与税の配偶者控除、相続時精算課税の選択など
- 【相続税】小規模宅地等の特例を適用する者のうち、特定居住用宅地等を取得した者

法人の設立届出書等の提出時における登記事項証明書の添付省略（29年度税制改正）



対象手続

- ・内国普通法人等の設立の届出
 - ・外国普通法人となった旨の届出
 - ・公益法人等又は人格のない社団等の収益事業開始の届出
 - ・普通法人又は協同組合等となった旨の届出
 - ・法人課税信託の受託者となった旨の届出
 - ・酒類業組合等の成立の届出
 - ・酒類業組合等の解散の届出
 - ・酒類業組合等の役員等の異動書類の提出
- （注）事業の開始の際に必要な手続に関連する異動・解散の際に必要な手続を対象とする。

1. 納税者から行政への情報提出のデータ化促進
2. 納税者の保有情報のデータ化促進
3. 行政機関間のデータ連携拡大
4. **行政による納税者のデータ取得・活用の支援**

規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）

Ⅱ 分野別実施事項

5. 投資等分野

(2) 個別実施事項

① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

1. 所得税に係る年末調整手続の電子化の推進

【平成29年度検討・結論】

ICTの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的な方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。

また、年末調整全体のプロセスの更なる合理化を図る観点から、

- 雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るとともに、
- 今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する仕組み等を検討すること、

などについて、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

確定申告・年末調整手続の電子化の方向性

- 規制改革実施計画を踏まえ、確定申告・年末調整手続の電子化を推進。具体的には、控除関係機関→個人→税務署・雇用主という情報の流れが基本的に電磁的方法で完結する仕組みを目指す。

(参考) こうした仕組みに寄与する観点から、年末調整手続において、被用者が、控除関係機関（保険会社・銀行等）から電子的に交付された証明書（保険料控除証明書や住宅ローン控除に係る残高証明書）を用いて簡便・正確に控除申告書を作成し、雇用主に対して電子的に提出することを可能とする仕組みを国税庁において構築・提供予定。

確定申告・年末調整手続の電子化 (イメージ)



Ⅱ 税務行政の将来像（スマート税務行政）

1 納税者の利便性の向上（スムーズ・スピーディ）

(1) カスタマイズ型の情報配信

(将来像)

○ マイナポータルや e-Tax のメッセージボックスを通じて、納税者個々のニーズに即してカスタマイズした税情報をタイムリーに配信していくことにより、その時々により納税者が置かれた状況に応じて、正しい申告と納税が行えるよう適切な支援を行っていくことが望ましいと考えています。

具体的には、不動産を売却した方に対する申告の案内や、災害発生時に適用可能な税の減免制度のお知らせなどを、これらの情報が必要と思われる納税者に対し、迅速に提供していくことが考えられます。

(注) e-Tax のメッセージボックス： e-Tax の利用者ごとに e-Tax を利用した事績（受信通知等）や確定申告のお知らせなどを確認するためのツールであり、e-Tax ホームページなどからログインすることができます。

(これまでの取組)

○ 一般的な税法の解釈・取扱いについて、国税庁ホームページにより情報提供を行うほか、マスメディア、税務署等に用意したパンフレット、税に関する説明会などを通じて情報提供を行っています。

また、e-Tax で申告した納税者に対しては、確定申告時期が来る前に、e-Tax のメッセージボックスへ申告のお知らせを配信しています。

— 参考計数 —

* 各種説明会の開催回数・参加人員 > 約 2 万 7 千回・約 12 万人（平成 27 事務年度）

経済社会のICT化を踏まえた税務手続に係るデータ活用(主な課題と検討の方向性)

経済社会のICT化(情報システムや会計経理ソフトウェアの普及等)

マイナンバー、マイナポータル、法人番号

関連技術の進展(クラウドサービス、API連携等)

1. 納税者から行政への情報提出のデータ化促進

- 電子申告・納税(e-Tax)の一層の普及のために、どのような方策が考えられるか。
- e-Taxシステム自体の機能改善のほか、提出書類の簡素化、ファイル形式の多様化、本人認証方法の簡素化・容易化等を検討。

2. 納税者の保有情報のデータ化促進

- 税務上保管が求められている帳簿書類について一層のICT化を図るために、どのような方策が考えられるか。
- 文書保存に関する負担軽減を図るため、電子帳簿等保存制度の利用促進策を検討。その際、適正課税の観点にも配慮。

3. 行政機関間のデータ連携拡大

- 納税者から同じ情報の提出を再び求めないこと(ワンスオンリー化)等を進めるために、行政機関間のデータ連携をどのように拡大するか。
- 従来の手続や運用の見直しを行いつつ、一層のワンスオンリー化策等を検討。

4. 行政による納税者のデータ取得・活用の支援

- 納税者が税務手続に必要な情報をデータとして取得し活用できるようにするために、どのような方策が考えられるか。
- 確定申告・年末調整手続の電子化を推進。具体的には、控除関係機関→個人→税務署・雇用主という情報の流れが基本的にオンラインで完結する仕組みを目指す。

官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま円滑にやり取り

官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上

